

標準料金表

2025 年 4 月 1 日

山口グリーンエネルギー株式会社

1 適用対象となるお客さま

この標準料金表（以下「料金表」といいます。）は、山口グリーンエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）の電気需給約款（高圧）（以下「約款」といいます。）に基づき、当社の電気を使用されるお客さまに電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 3 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法、地方税法その他の改正等により、消費税および地方消費税の消費税率に変更が生じた場合、当社は、約款第 43 条に従い、変更後の消費税率に基づき計算した消費税等相当額に基づく料金を、お客さまから申し受けるものとし、それに応じて料金表を変更いたします。

3 料金単価に係る消費税相当額

料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 契約電力

(1) 契約電力が 500kW 以上の場合

契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1 年間を通じての最大需要電力に基づき、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ただし、予備電力をあわせて契約される場合の予備電力の契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の契約電力は、50kW を下回らないものといたします。

(2) 契約電力が 500kW 未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当該一般送配電事業者等の

供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

- ロ お客さまの需要場所における契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- ハ お客さまの需要場所における契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

なお、予備電力をあわせて契約される場合の予備電力の契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50kW 未満のときを除き、50kW を下回らないものといたします。

- (3) 契約電力が 500kW 未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500kW 以上となる場合は、契約電力を(1)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は(2)によって定めるものといたします。

5 供給電気方式・供給電圧・周波数

託送供給等約款に基づき、供給電気方式・供給電圧は交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000

Vとし、周波数は標準周波数 60Hz といたします。

6 季節区分および時間帯区分

(1)電力量料金に示す夏季及びその他季は、次のとおりです。

夏季	毎年 7 月 1 日～9 月 30 日
その他季	毎年 10 月 1 日～翌年 6 月 30 日

(2)電力量料金に示すピーク時間、昼間時間および夜間時間は、次のとおりです。

ピーク時間	夏季の毎日 13 時～16 時 (ただし、休日等(※注)は除きます。)
昼間時間	毎日 8 時～22 時 (ただし、ピーク時間および休日等(※注)は除きます。)
夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

※注：休日等・・・日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、
1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

7 契約種別および電気料金

(1)業務用電力

イ 適用範囲

業務用電力は、高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000kW未満で50kW以上である場合に適用されるものといたします。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合において、お客さまが希望されるときは、契約電力が50kW未満であるものについても、当社の判断により適用する場合があります。

ロ 料金

業務用電力の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ)基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、電気を全く使用しない場合（予備電力によって電気を使用了る場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合、基本料

金は、力率割引または割増しをしたものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,996 円 50 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 17 銭	20 円 73 銭

(ハ) 力率割引および割増し

- ① 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところにより算定された値といたします。
- ② 力率が、85%を上回る場合は、その上回る 1 %につき、基本料金を 1 %割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1 %につき、基本料金を 1 %割増しいたします。

(2)業務用 TOU

イ 適用範囲

(1)業務用電力 イ適用範囲に該当する需要でこの契約種別の適用を希望されるお客さまに適用いたします。

ロ 料金

業務用電力の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、電気を全く使用しない場合（予備電力によって電気を使用了る場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(ハ) によって力率割引または割増しをする場合、基本料金は、力率割引または割増しをしたものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,996 円 50 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

① ピーク時間

1 キロワット時につき	27 円 22 銭
-------------	-----------

② 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	23 円 50 銭	22 円 44 銭

③ 夜間時間

1 キロワット時につき	17 円 76 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

① 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

② 力率が、85%を上回る場合は、その上回る 1 %につき、基本料金を 1 %割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1 %につき、基本料金を 1 %割増しいたします。

(3) 高圧 A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500kW未満で50kW以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50kW未満であるものについても適用することがあります。

ロ 料金

業務用電力の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、電気を全く使用しな

い場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合、基本料金は、力率割引または割増しをしたものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,507 円 00 銭
-----------------	--------------

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 74 銭	21 円 25 銭

（ハ）力率割引および割増し

- ① 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。
- ② 力率が、85%を上回る場合は、その上回る 1 %につき、基本料金を 1 %割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1 %につき、基本料金を 1 %割増しいたします。

(4) 高圧 B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500kW以上であり、かつ、原則として2,000kW未満であるものに適用します。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、電気を全く使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合、基本料金は、力率割引または割増しをしたものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,996 円 50 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 58 銭	19 円 28 銭

(ハ) 力率割引および割増し

- ① 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。
- ② 力率が、85%を上回る場合は、その上回る 1 %につき、基本料金を 1 %割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1 %につき、基本料金を 1 %割増しいたします。

(5)高圧 TOUA

イ 適用範囲

(3)高圧 A イの適用範囲に該当する需要で、この契約種別の適用を希望されるお客さまに適用いたします。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、電気を全く使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(ハ) によって力率割引または割増しをする場合、基本料金は、力率割引または割増しをしたものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,507 円 00 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

① ピーク時間

1 キロワット時につき	29 円 17 銭
-------------	-----------

② 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	25 円 12 銭	23 円 70 銭

③ 夜間時間

1 キロワット時につき	17 円 76 銭
-------------	-----------

(6)高圧TOUB

イ 適用範囲

(4)高圧 B イの適用範囲に該当する需要で、この契約種別の適用を希望されるお客さまに適用いたします。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ)基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、電気を全く使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合、基本料金は、力率割引または割増しをしたものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,996 円 50 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

① ピーク時間

1 キロワット時につき	25 円 03 銭
-------------	-----------

② 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	21 円 69 銭	20 円 35 銭

③ 夜間時間

1 キロワット時につき	17 円 76 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

- ① 力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。
- ② 力率が、85%を上回る場合は、その上回る 1 %につき、基本料金を 1 %割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1 %につき、基本料金を 1 %割増しいたします。

(7) 予備電力

予備電力の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の 5 %、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の 10 %に相当するものといいたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 %の損失率で修正したものといいたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといいたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。また、電力量料金は、別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引いたものまたは加えたものといいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

8 その他

料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得られた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

2 市場価格等調整

(1)市場価格等調整額の算定

市場価格等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (41,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{ハの基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900\text{円}) \times \text{ハの基準単価} / 1,000$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、当社は、年度ごとに基準単価を変更する場合があります。その場合、変更後の基準単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	17銭7厘
	特別高圧で供給を受ける場合	17銭4厘

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（５）のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ（イ）の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ（ロ）の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

(3)市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における８時から１６時に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、当社は、年度ごとに x および y を変更する場合があります。その場合、変更後の x および y を当社のホームページ等でお知らせいたします。

また、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における８時から１６時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場価格

基準市場価格は９円４５銭といたします。

なお、当社は、年度ごとに基準市場価格を変更する場合があります。その場合、変更後の基準市場価格を当社のホームページ等でお知らせいたします。

ハ 市場価格調整単価

１キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価 = (基準市場価格 - 平均市場価格) × ニの調整係数

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × ニの調整係数

ニ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

なお、当社は、年度ごとに調整係数を変更する場合があります。その場合、変更後の調整係数を当社のホームページ等でお知らせいたします。

高圧で供給を受ける場合	0.265
特別高圧で供給を受ける場合	0.259

ホ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ヘ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ハ(イ)の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ハ(ロ)の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

託送約款等に定めるところにより、算定された値といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

託送約款等に定めるところにより、従量制供給の場合の離島基準単価に基づき算定された値といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

託送約款等に定めるところにより、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定するものとし、託送約款等に定めるところにより、差引きまたは加えるものいたします。

(5)適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

(6)市場価格等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した市場価格等調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

附 則

1 実施期日

この標準料金表は、2025 年 1 月 1 日から実施いたします。